

# 青森県報

号外第四百号

平成二十七年  
十二月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

職員の退職管理に関する条例	………	(人 事 課)	… 二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例	………	( 同 )	… 三
青森県職業能力開発促進法施行条例及び青森県職業能力開 発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例	………	(労 政 ・ 能 力 開 発 課)	… 七
青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正す る条例	………	(河川砂防課)	… 七
青森県採石業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条 例	………	( 同 )	… 八
青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の 一部を改正する条例	………	(警 察 本 部 安 課)	… 九
青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行条例の一部を改正する条例	………	( 同 )	… 四
青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法 律施行条例を廃止する条例	………	(情 システム課報)	… 九
青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例を廃止する 条例	………	(自然保護課)	… 二〇

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十二号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織（法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織をいう。）若しくは議会の事務局の職員（法第三十八条の二第一項の職員をいう。）又は法第三十八条の二第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前

の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の仕事として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条・」を「第十三条」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第三章中第十三条を第十二条とし、第四章中第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に基づく事務）

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各町村が処理することとする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第一項の規定による届出（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）の受理及び同条第二項の規定による死亡の届出（障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当に係るものに限る。）の受理に関すること。

二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第二条に規定する認定の請求の受理に関すること。

三 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第三条及び第四条（これらの規定を同令第十六条において準用する場合を含む。）並びに第六条及び第十一条（これらの規定を同令第十三条第二項（同令第十六条において準用する場合を含む。）及び第十六条において準用する場合を含む。）に規定する文書の交付に関すること。

四 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第十五条に規定する認定の請求の受理に関すること。

五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第一項の規定による届出の受理並びに福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）による改正前の福祉手当の支給に関する省令第六条及び第十一条に規定する文書の交付

に関すること。

第十七条第四号中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「十和田市」の下に「つがる市」を加え、「西目屋村」を「深浦町、西目屋村、板柳町」に改め、「六戸町」の下に「横浜町」を加え、同項第三号中「徴収」を「徴収」に改め、同条第二項第一号中「同条第五項」を「同条第八項」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第五号中「徴収」を「徴収」に改める。

第二十八条を削り、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とする。

第三十二条第一号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十六条中「平内町」を「むつ市、平内町、鱒ヶ沢町、六戸町、横浜町」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(景観法等に基づく事務)

第三十六条 景観法（平成十六年法律第百十号）並びに青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第二号。以下「景観条例」という。）及び景観条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、平川市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

一 景観法第十六条第一項及び景観条例第十条第一項の規定による大規模行為の届出の受理並びに同法第十六条第二項及び景観条例第十条第二項の規定による当該届出に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

二 景観法第十六条第三項及び景観条例第十一条第一項の規定による設計の変更その他の必要な措置の勧告、同条第三項の規定による当該勧告に従うことの告知並びに同条第七項の規定による当該告知に従わないことに係る公表に関すること。

三 景観法第十六条第五項及び景観条例第十二条第一項の規定による大規模行為の通知の受理並びに同法第十六条第六項及び景観条例第十二条第二項の規定による大規模行為の景観形成基準に適合するようとするべき措置の協議に関すること。

四 景観法第十七条第一項の規定による設計の変更その他の必要な措置の命令、同条第四項の規定による同条第二項の期間の延長及び通知、同条第五項の規定による原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令、同条第六項の規定による原状回復等及びこれに係る公告並びに同条第七項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び立入調査に關すること。

五 景観法第十八条第二項の規定による同条第一項本文の期間の短縮に關すること。

六 景観条例第十五条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置の勧告及び同条第三項において準用する景観条例第十一条第七項の規定による当該勧告に従わないことに係る公表に關すること。

七 景観条例第十六条の規定による大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置の要請に關すること。

八 前各号に掲げる事務のほか、景観条例の施行に關する事務のうち、景観条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものに関すること。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第三章中第十三条を第十二条とし、第四章中第十四条を第十三条とし、同条の次に一条を加える改正規定は同年一月一日から、第十七条第四号の改正規定は同年五月二十九日から施行する。

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に關する条例第二十二条、第三十五条及び第三十六条に規定する事務に關して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に關して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

青森県職業能力開発促進法施行条例及び青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県職業能力開発促進法施行条例及び青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

(青森県職業能力開発促進法施行条例の一部改正)

第一条 青森県職業能力開発促進法施行条例(平成二十五年三月青森県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部改正)

第二条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条の二第一項中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県砂利採取業者登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第二条第二号中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

青森県採石業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県採石業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県採石業者登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第二条第二号中「第三十二条の四第一項第五号口」を「第三十二条の四第一項第六号口」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）

附則第二条第一項の規定に基づき行つ同法による改正後の法（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可

に関する事務」を加える。

別表に次のように加える。

十七 新法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	三月以内の期間を限って営む営業	一万四千元
		その他の営業	二万四千元

別表の備考に次の一号を加える。

五 新法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額から八千円を減じた額とする。

第二条 青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定に基づき行う同法による改正後の法（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する事務」を削り、同条第五号中「及び法」を「並びに法」に改め、同条に次の六号を加える。

十 法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する事務

十一 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付に関する事務

十二 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の地位の承継の承認に関する事務

十三 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更の承認及び法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換えに関する事務

十四 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定による法第三十一条の二十三において準用する法第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を受けるべき特定遊興飲食店営業者（以下「特例特定遊興飲食店営業者」という。）の認定並びに法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付に関する事務

十五 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対する講習に関する事務

別表第一号中「第七条」を「第八条」に改め、同表第八号中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同表第十七号中「新法」を「法」に改め、同表に次のように加える。

<p>十八 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</p>		<p>千百円</p>
<p>十九 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の地位の承継の承認を受けようとする者</p>	<p>特定遊興飲食店営業者地位承継承認申請手数料</p>	<p>相続人</p>	<p>八千六百円（同時に二以上の特定遊興飲食店営業についての地位の承継の承認を受けようとする場合には、一の承継については八千六百円、他の承継についてはそれぞれ三千八百円とする。）</p>
<p>法人</p>	<p>合併による場合</p>	<p>一万千円（同時に二以上の特定遊興飲食店営業についての地位の承継の承認を受けようとする場合にはあっては、一の承継については一万千円、他の承継につい</p>	

<p>二十 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定による特定遊興飲食店      営業者の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者</p>	<p>特定遊興飲食店営業承認申請手数料</p>	
<p>二十一 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定による特定遊興飲食</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p>	
		<p>分割による場合</p>
<p>千四百円</p>	<p>九千九百円</p>	<p>てはそれぞれ三千三百円とする。      )      一万千円（同時に二以上の特定遊興飲食店営業について地位の承継の承認を受けようとする場合にあつては、一の承継については一万千円、他の承継についてはそれぞれ三千三百円とする。）</p>

<p>二十四 法第三十一条の二十三において準用する法第二</p>	<p>遊興飲食店営業者の認定証の再交付を受けようとする者</p>	<p>遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者</p>	<p>店営業の許可証の書換えを受けようとする者</p>
<p>業所管理者</p>	<p>特定遊興飲食店営業業者認定証再交付手数料</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業業者認定申請手数料</p>
<p>講習一時間につき 六百五十円</p>	<p>千百円</p>	<p>一万三千円（同時に二以上の特定遊興飲食店営業について特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする場合にあつては、一の特定遊興飲食店営業については一万三千円、他の特定遊興飲食店営業についてはそれぞれ一万円とする。）</p>	<p>一万三千円（同時に二以上の特定遊興飲食店営業について特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする場合にあつては、一の特定遊興飲食店営業については一万三千円、他の特定遊興飲食店営業についてはそれぞれ一万円とする。）</p>

<p>十四条第六項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対する講習を受けようとする者</p>	<p>講習受講手数料</p>		
---	----------------	--	--

別表の備考の第五号中「新法」を「法」に改め、同備考に次の一号を加える。

六 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額に六千八百円を加算した額とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十八年三月二十三日から、第二条の規定は同年六月二十三日から施行する。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十八号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「路端から」を「各側端から外側」に、「以内」を「の区域内」に改める。

第四条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書に規定する午前零時以後において条例で定める時は、午前一時とする。

第四条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第十三条第一項第二号に規定する午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同項第二号中「と博」を「賭博」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への十六歳未満の者の立ち入らせの制限）

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後七時から午後十時前の時間において保護者が同伴しない十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一号中「第十一条第一号」を「第十条第一号」に改め、同条第二号中「第十一条第二号」を「第十条第二号」に改め、同条第三号中「第十一条第三号」を「第十条第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一号中「第十一条第一号」を「第十条第一号」に改め、同条第二号中「第十一条第二号」を「第十条第二号」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第十条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「第十一条第二号」を「第十条第二号」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条中「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域（別表第七の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線から、同表の中欄に掲げる当該敷地の区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離以内にある地域を除く。）とする。

一 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げる地域以外の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域で公安委員会規則で

定めるもの

第二十五条中「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三项第四号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第二十七条とし、同条の前に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十四条 特定遊興飲食店営業者は、前条第一号に掲げる地域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第二十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める午後十一時から翌日の午前六時までの時間の区分に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十六条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 二 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 三 営業中は、営業所の出入口又は客室に施錠をし、又はさせないこと。
- 四 営業所で、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそのめるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 五 著しく射幸心をそそのめるおそれのある方法で営業しないこと。

六 午後七時から午後十時前の時間において保護者が同伴しない十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。

本則に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十九条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

別表第一中「学校」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)」を、「児童福祉施設」の下に「(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。別表第七において同じ。)」を加える。

別表第二中「第五条」を「第四条、第二十三条、第二十九条」に、「以内にある地域」を「の区域内の地域(幹線道路の各側端から外側五十メートルの区域内の地域を除く。)」に改める。

別表第三中「第七条、第二十四条」を「第六条、第二十五条、第二十七条」に、「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十一時まで」を「午後六時から午後十一時前」に、「日出時まで」を「午前六時まで」に改める。

別表第四中「第十一条、第十六条、第二十条」を「第十条、第十五条、第十九条」に改める。

別表第五中「第十一条」を「第十条」に改め、「(平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。)」を削る。

別表第六中「第十一条」を「第十条」に改め、同表第一号中「(平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。)」を削り、同表の備考の一中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第七(第二十三条関係)

施設	区	域	距離(単位メートル)
児童福祉施設(入所)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		五十

病 院	させ、又は入院させるものに限る。)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域	百
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び指定外地域	三十

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十九号

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年十二月青森県条例第七十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例を廃止する条例

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例（平成十一年七月青森県条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正）

2 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭